

1 月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

議案第 1 号

美祢市教育委員会行政組織規則の一部改正について

美祢市教育委員会行政組織規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 1 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 永 富 康 文

美祢市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会行政組織規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「生涯学習係 青少年係」を「生涯学習係」に改める。

第 11 条の表学校給食共同調理場の項中「、豊田前学校給食共同調理場」を削る。

別表第 1 生涯学習スポーツ推進課の部生涯学習係の項第 3 号中「生涯学習」の次に「の推進」を加え、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9） 青少年の健全育成に関すること。

別表第 1 生涯学習スポーツ推進課の部青少年係の項を削り、同部スポーツ推進係の項第 1 号中「生涯スポーツ」の次に「の推進」を加え、同表教育委員会各事務所の部総務係の項第 7 号中「生涯学習」の次に「の推進」を加え、同項第 9 号中「生涯スポーツ」の次に「の推進」を加える。

別表第 2 中「、豊田前学校給食共同調理場」を削る。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 1 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 永 富 康 文

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	25	を	「	24	に改める。
		25			24	
		25			24	
		25			24	
		7			6	
	」		」			

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第14号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年1月28日提出

美祢市教育委員会教育長 永 富 康 文

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

秋芳南中学校	秋吉小学校 通学区域
秋芳北中学校	嘉万小学校 通学区域 別府小学校 通学区域

」を

「

秋芳中学校	秋吉小学校 通学区域 嘉万小学校 通学区域 別府小学校 通学区域
-------	--

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。